



1. ITER(イーター)共同実施協定締結

2006年11月21日、ITER 参加各極の閣僚級による会合がパリ・エリゼ宮(大統領府)で開催され、ITER 計画の実施主体となる ITER 国際核融合エネルギー機構(以下、ITER 機構と略記)を設立するとともに、参加各極の ITER 機構への貢献等について定める「ITER 事業共同実施のための ITER 国際核融合エネルギー機構を設立する協定」などについて署名が行われた。日本からは、岩屋毅外務副大臣(署名者)と水落敏栄文部科学大臣政務官が代表として出席し、ITER 協定、特権免除、暫定発効取り決め本協定に署名した。その結果参加7極による ITER の建設と運転に関する国際協定が締結されたことになる。今後、各極における批准や承認を経て、正式に発効される予定である。

なお、協定文等の詳細は、以下の外務省ホームページで参照できる。

外務省：最近署名を行った条約(国会に提出したものを除く)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei.html>

- ・イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定
- ・イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権および免除に関する協定

2. 第1回 ITER 暫定理事会開催

大臣級代表による第1回暫定 ITER 理事会がヤヌス・ポ

トチュニク科学研究担当欧州委員の議長のもとで2006年11月21日にパリにおいて開催された。これは新たに設立された ITER 機構の最初の活動となる。会合の主な成果は、ITER 協定を暫定的に実施する枠組みを提供し、ITER 機構に必要な能力と資源の利用手段を与えると同時に、池田 要 ITER 機構長予定者に対し、協定の暫定適用のもとで ITER 機構の活動を開始させ、その目的を追求させる権限を与えたことである。

3. ITER 機構における職員の公募開始

ITER 機構では活動開始にあたり、必要な職員を ITER 計画の参加国から公募することとし、2006年12月に、その募集要項が ITER ホームページ (<http://www.iter.org/a/jobs.htm>) に掲載された。今後何回かの公募がなされるものと予想される。我が国は、ITER 計画の参加国であり、我が国の国籍を有する人は、ITER 機構の職員公募に対して応募することができる。

日本原子力研究開発機構が、我が国政府からの要請を受け、日本における公募の窓口として、ITER 機構による職員公募に関する我が国における応募の事務手続きと関連情報を下記ウェブサイトにおいて提供している。この他、公募開始についての情報は、プラズマ・核融合学会、核融合科学研究所、核融合関連学協会を通じても配信された。

<http://www.naka.jaea.go.jp/ITER/index.html>

(日本原子力研究開発機構 核融合研究開発部門)